

神戸市国際協力・交流事業促進補助金交付要綱

平成 27 年 6 月 26 日市長室長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人神戸国際コミュニティセンター（以下「KICC」という。）が実施する国際協力、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進等の事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業は、KICC 定款第 4 条に定める事業とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、KICC が当該年度内に実施する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 職員（神戸市からの派遣職員を除く。）の人件費
- (2) 事務所借上に要する経費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 4 条 前条の補助対象経費における補助金の額は、予算の範囲内で定める。

(交付申請)

第 5 条 KICC は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該補助事業を実施しようとする年度の 4 月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 予算書兼請求配分書

(交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に KICC に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 7 条 KICC は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 3 号）を、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を KICC に支払うものとする。

(補助事業の変更等)

第 8 条 KICC は、補助事業を変更しようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、速やかに申請書を審査し、承認することが適当であると認めたときは、補助金交付決定内容変更通知書（様式第 5 号）により KICC に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 9 条 KICC は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 6 号）
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算報告書

(交付額の確定)

第 10 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに KICC に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 7 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 KICC は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第8号）によりKICCに通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（経理処理）

第12条 KICC は、所要の帳簿類を備え、補助事業に係る経理を補助事業者の他の経理と明確に区分しなければならない。

2 KICC は、前項の帳簿類及び当該補助事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 年 月 日

神 戸 市 長 宛

住 所
団 体 名
代表者名

年度補助金交付申請書

神戸市国際協力・交流事業促進補助金交付要綱に基づき、年度補助金を下記のとおり申請いたします。

記

- 1. 申請金額
- 2. 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) 予算書兼請求配分書

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

（補助事業者名） 様

神戸市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号にて申請のありました 年度の補助金を、
神戸市国際協力・交流事業促進補助金交付要綱に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 交付金額

2. 補助金の支払い方法

（留意事項）

- （1）この補助金は先に提出のあった事業計画書記載の各事業に対する補助金として交付するものであり、その他の目的に使用してはならない。
- （2）事業終了後、速やかに実績報告書（事業報告書及び収支決算報告書を添付）を提出すること。
- （3）収支決算により余剰金が生じた際には、返還すること。
- （4）その他

神 戸 市 長 宛

住 所
団 体 名
代表者名

補助金請求書

年 月 日付補助金交付決定通知書（ 第 号）に基づき，本財団への補助金として， 円を，下記のとおり請求いたします。

記

- ・銀行支店名
- ・預金種目
- ・口座番号
- ・口座名義
- ・債権者番号

第 年 月 日

神戸市長宛

住 所
団 体 名
代表者名

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 変更内容及び理由
- 3. 変更後の補助金の額
- 4. 添付書類
 - ・事業計画書（変更後）
 - ・予算書兼請求配分書（変更後）

様式第5号（第8条関係）

第 年 月 日 号

（補助事業者名） 様

神戸市長

補助金交付決定内容変更通知書

年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金の額

- ・当初交付決定額
- ・変更交付決定額

3. その他

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 年 月 号
日

神戸市長宛

住 所
団 体 名
代表者名

補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のありました補助事業について、年 月
日に完了しましたので事業実績を報告します。

記

1. 補助金額
2. 収支決算余剰額
3. 実施内容
別添事業報告書及び収支決算報告書のとおり
4. 添付資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算報告書

様式第 7 号（第10条関係）

第 年 月 日

（補助事業者名） 様

神 戸 市 長

補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定しましたので通知します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 確定額

第 年 月 日 号

（補助事業者名） 様

神戸市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消しましたので通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金の額

- ・当初交付決定額
- ・取消し後の補助金の額

3. 取消の理由